

公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団（以下「甲」という。）と公益財団法人武蔵野文化事業団（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続法人

名称 公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団

住所 東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号

(2) 吸収合併消滅法人

名称 公益財団法人武蔵野文化事業団

住所 東京都武蔵野市中町3丁目9番11号

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、令和4年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（合併承認）

第3条 甲及び乙は、本契約書につき承認を得るため、それぞれ評議員会の承認を得るものとする。

（法人財産の引継ぎ）

第4条 乙は、令和3年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

（善管注意義務）

第5条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

（職員の処遇）

第6条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引き継ぐものとする。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

（合併条件の変更等）

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第8条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名調印の上、各1通を保有する。

令和3年7月30日

甲 東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号

公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団

理事長

福島文昭



乙 東京都武蔵野市中町3丁目9番11号

公益財団法人武蔵野文化事業団

理事長

青木 稔

